

新婚さんの新生活を応援します！

只見町結婚新生活支援事業

只見町内で新たな結婚生活を始めるための新居の購入費や家賃、引越し費用の一部を助成します。

1. 対象となる世帯

以下の項目にすべて該当する世帯が対象となります。

- (1) 令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- (2) 婚姻日時点において、夫婦ともに34歳以下の世帯
- (3) 夫婦の合計所得が340万円未満の世帯（※）
- (4) 入居する住居が本町にある世帯
- (5) 申請時に双方又は一方の住民票が対象となる住居にある世帯
- (6) その他の公的な制度による家賃補助を受けていない世帯
- (7) 徴税等を滞納している者がいない世帯

※申請日が4、5月の場合は、平成30年1月～12月までの所得、申請日が6月以降の場合は、平成31年（令和元年）1月～12月までの所得で算出します。

※婚姻を機に、夫婦の双方または一方が離職し、申請時に無職の場合は、離職した者については所得なしとして夫婦の所得を算出します。

※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から、貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とします。

2. 補助対象経費

令和2年4月1日～令和3年3月31日の間に要した下記の費用が対象となります。

- (1) 結婚を機に新たに住宅を取得する際に要した費用
※駐車場代、土地代、光熱費、旧住宅の解体撤去費、設備購入費等は対象外
- (2) 結婚を機に、新たに住宅を賃借する際に要した費用
※賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む）、共益費、仲介手数料が対象
※勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、住宅手当分は対象外
- (3) 結婚に伴う引っ越しに要した費用
※引越し業者又は運送業者への支払いその他引越しに係る実費が対象
※不用品の処分費用や自らレンタカーを借りて引っ越しした場合などは対象外

3. 補助上限額

一世帯当たり上限 **30万円** ※予算がなくなり次第終了いたします。

4. お申込み・お問い合わせ先

只見町役場 地域創生課 創生企画係（町下庁舎2階）

電話 0241-82-5220/FAX0241-82-2117/E-mail : kikaku@town.tadami.lg.jp